

# 下水道に関する法規制について



<http://www.city.kita-kyushu.lg.jp/suidou/>



01400004.html

↑届出様式の取得はこちらから

令和5年11月9日  
上下水道局 水質管理課

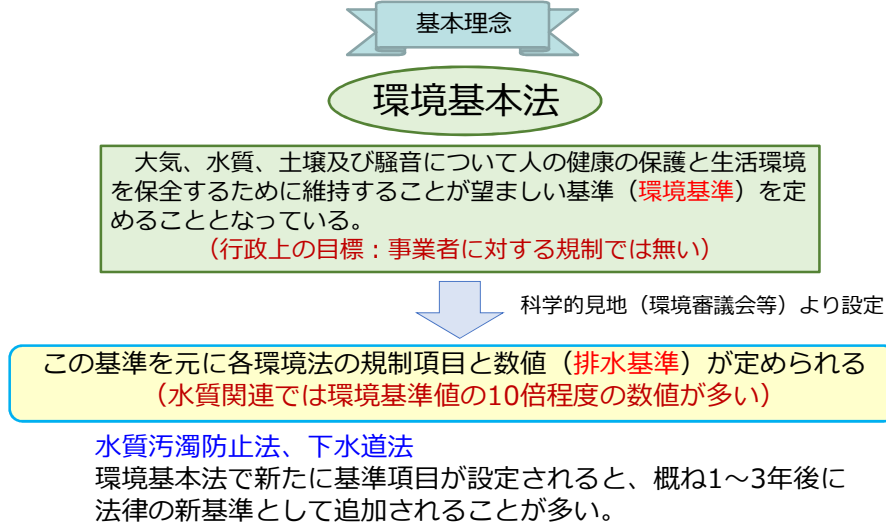
## 目次

---

- 1 はじめに
- 2 下水道法の概要
- 3 下水排除基準について
- 4 特定事業場の義務
- 5 立入検査について
- 6 主な罰則
- 7 法改正の動き

## はじめに

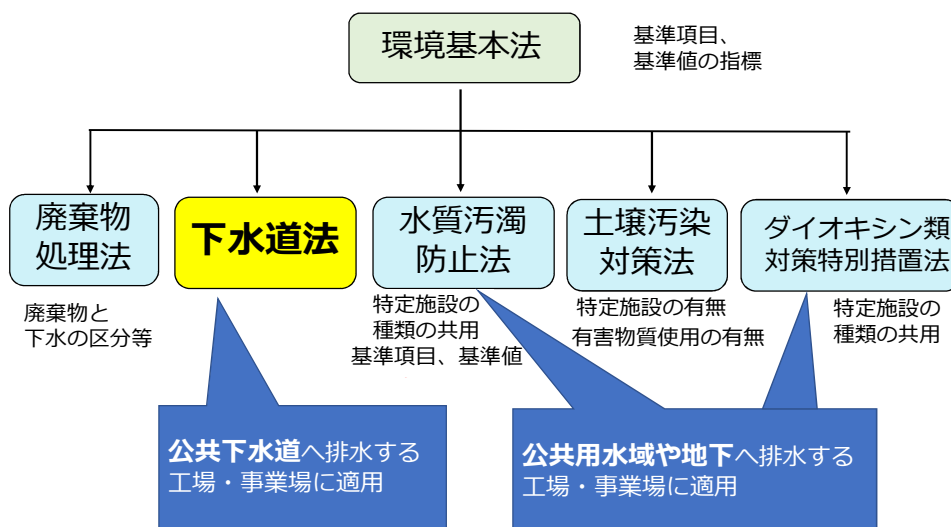
### ●環境基本法と他法令の関係



2

## はじめに

### ●下水道法と他法令の関係



3

## 目次

- 1 はじめに
- 2 下水道法の概要
- 3 下水排除基準について
- 4 特定事業場の義務
- 5 立入検査について
- 6 主な罰則
- 7 法改正の動き

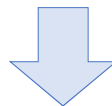
4

## 下水道法の概要

### ● 下水道法の目的

「下水道法」第1条

この法律は、公共下水道の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。



具体的には

- ・大雨や台風の時の家屋や道路の浸水の防除
- ・悪臭や蠅・蚊の発生の防止。伝染病の未然防止
- ・下水処理場に悪質排水が流入することの未然防止
- ・公共用水域の自然環境の向上

5

## 下水道法の概要

### ●公共用水域の水質の保全のために

下水処理に影響を与える悪質な下水を防ぎ、処理場からの放流水を適正な水質に保つ必要がある。



・浄化センターの処理方法は生物処理（活性汚泥処理）

基本的に、生活排水の処理（有機汚濁の除去）

⇒生物処理を阻害する下水はNG

（1）過負荷な汚濁物質を含んだ下水

（2）有害物質を含んだ下水 ⇒ シアン、カドミウムなど

下水道法ではこのような排水を含む可能性のある事業場排水に制限を設け規制している。

6

## 下水道法の概要

### ●適正な下水処理のための規定

#### ①下水排除基準の設定

⇒浄化センター放流水の排水基準遵守のために、下水処理に影響を与える物質の流入を防止。

#### ②特定事業場の義務

⇒特定事業場に特定施設設置時等の届出、水質自主測定や事故時の報告等の義務を設けている。

①の排水基準を遵守するため。

7

## 下水道法の概要

### ● 特定施設・特定事業場とは

人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設を**特定施設**という。  
特定施設を設置する工場又は事業場を**特定事業場**という。

- ・水質汚濁防止法第2条第2項
  - ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項
- ⇒「工場・事業場排水の手びき」p.14～23

#### 特定事業場は

- ・排除基準の適用が厳しい
- ・届出義務あり
- ・直罰規定あり

**規制が厳しい！**

#### 特定施設から通常は排水が出ない場合は？

メンテナンス等で廃水・廃液・汚泥が出る施設であれば、特定施設です。  
廃水・廃液・汚泥を産廃処理して下水に流さない場合であっても、特定施設になります。

8

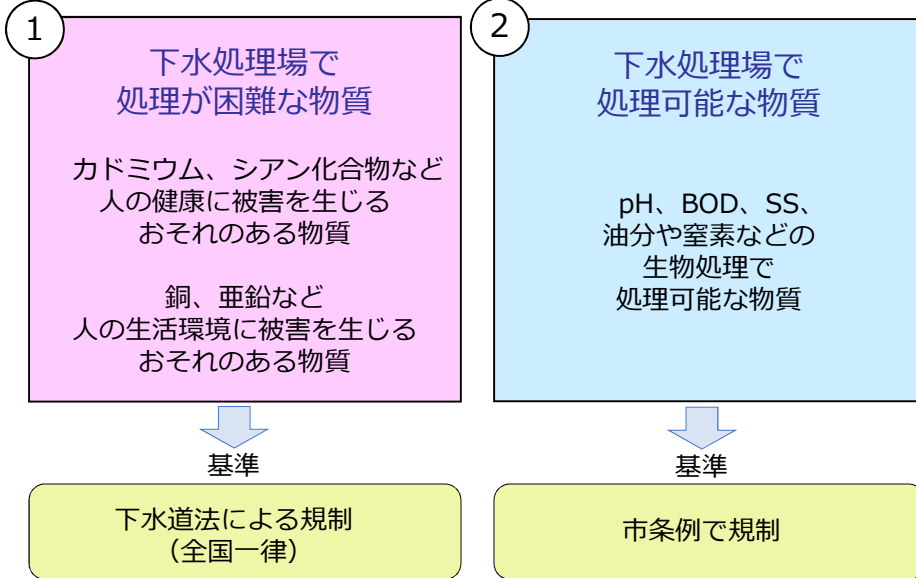
## 目次

- 1 はじめに
- 2 下水道法の概要
- 3 **下水排除基準について**
- 4 特定事業場の義務
- 5 立入検査について
- 6 主な罰則
- 7 法改正の動き

9

## 下水排除基準について

### ● 下水排除基準の概要



10

## 下水排除基準について

### ● 北九州市の下水排除基準① ※「工場・事業場排水の手びき」p.2～3参照

物質又は項目	特 定 事 業 場 (A)					その他の工場・事業場 (B)		
	50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上			1250m <sup>3</sup> /月未満	1250～5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月以上
カドミウム	1250m <sup>3</sup> /月未満	1250～5000m <sup>3</sup> /月	1250m <sup>3</sup> /月未満	1250～5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月以上	1250m <sup>3</sup> /月未満	1250～5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月以上
シアン			0.03 以下			0.03 以下		
有機燐			1 以下			1 以下		
鉛			1 以下			1 以下		
六価クロム			0.1 以下			0.1 以下		
ひ素			0.5 以下			0.5 以下		
総水銀			0.1 以下			0.1 以下		
アルキル水銀			0.005 以下			0.005 以下		
ポリ塩化ビフェニル			検出されないこと			検出されないこと		
トリクロロエチレン			0.003 以下			0.003 以下		
テトラクロロエチレン			0.1 以下			0.1 以下		
ジクロロメタン			0.1 以下			0.1 以下		
四塩化炭素			0.2 以下			0.2 以下		
1,2-ジクロロエタン			0.02 以下			0.02 以下		
1,1-ジクロロエチレン			0.04 以下			0.04 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン			1 以下			1 以下		
1,1,1-トリクロロエタン			0.4 以下			0.4 以下		
1,1,2-トリクロロエタン			3 以下			3 以下		
1,3-ジクロロプロペン			0.06 以下			0.06 以下		
チウラム			0.02 以下			0.02 以下		
シマジン			0.06 以下			0.06 以下		
チオベンカルブ			0.03 以下			0.03 以下		
ベンゼン			0.2 以下			0.2 以下		
セレン			0.1 以下			0.1 以下		
ほう素			0.1 以下			0.1 以下		
ふっ素			10 <sup>3</sup> (230) 以下			10 <sup>3</sup> (230) 以下		
1,4-ジオキサン			8 <sup>1</sup> (15) 以下			8 <sup>1</sup> (15) 以下		
ダイオキシン類			0.5 以下			0.5 以下		
			10 以下			10 以下		

全国一律

11

## 下水排除基準について

### ●北九州市の下水排除基準② ※「工場・事業場排水の手びき」p.2～3参照

対象 排水量	特 定 事 業 場 (A)					その他の工場・事業場(B)		
	50m³/日未満		50m³/日以上			1250m³/月未満	1250～5000m³/月	5000m³/月以上
	1250m³/月未満	1250～5000m³/月	1250m³/月未満	1250～5000m³/月	5000m³/月以上			
物質又は項目								
生 活	フェノール類		5 以下			5 以下		
	銅		3 以下			3 以下		
	亜鉛		2 以下			2 以下		
	鉄(溶解性)		10 以下			10 以下		
	マンガン(溶解性)		10 以下			10 以下		
環 境	総クロム		2 以下			2 以下		
	生物化学的酸素要求量(BOD)		—*2			—*2		
項 目	1500以下		1500以下			1500以下		
	1500以下		1500以下			1500以下		
	1500以下		1500以下			1500以下		
等	水素イオン濃度(pH)		5 以上 10.5 以下			5 以上 10.5 以下		
	5 以上 10.5 以下		5 以上 10.5 以下			5 以上 10.5 以下		
目	ノルマルヘキサン		20 以下			20 以下		
	抽出物含有量		5 以下			5 以下		
	脂肪酸類		—			—		
	動植物油脂類		150 以下			150 以下		
	窒素		600 以下			600 以下		
等	—*4		—*4			—*4		
	80 以下		80 以下			80 以下		
	—*4		—*4			—*4		
温度(°C)		45 未満			45 未満			
—*4		—*4			—*4			
よう素消費量		220 未満			220 未満			

全国一律  
↑  
条例

\*1 河川、湖沼等を放流先とする下水道へ排除する場合の基準値  
 ( ) 内は、海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値  
 \*2 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限り)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く)の場合  
 \*3 上記(\*2)以外の汚水の場合  
 \*4 終末処理場放流水が、従来規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く  
 (注) 1. 単位は、pH、及び温度を除き、すべてmg/ℓです。ただし、タイオキシソンの単位は、pg-TEQ/ℓです。  
 2. 月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてです。  
 3. 網掛けは、直罰に係る下水排除基準です。

## 下水排除基準について

### ●下水排除基準の動向について

<環境基準の動向>  
 平成21年11月 1,4-ジオキサン<sup>1</sup>の追加 (平成24年排除基準項目追加)  
 平成23年10月 カドミウムの基準値強化 (平成26年基準値改正)  
 平成24～25年 水生生物保全の基準項目としてH24に「ノニルフェノール」が、  
 H25に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加  
 平成26年11月 トリクロロエチレンの基準値強化 (平成27年基準値改正)  
 令和 3年10月 六価クロムの基準値強化



<下水道法の排除基準>  
 平成24年 5月 1,4-ジオキサンの基準項目追加  
 平成26年 11月 カドミウムの基準値改正 (0.1 → 0.03mg/L)  
 平成27年 10月 トリクロロエチレンの基準値改正 (0.3 → 0.1mg/L)  
 令和 元年 7月 猶予対象業種の一部解除 (ふっ素、ほう素)  
 令和 3年 5月 猶予対象業種の一部解除 (1,4-ジオキサン)  
 令和 3年 12月 猶予対象業種の一部解除 (カドミウム)  
 猶予対象業種の一部解除 (一部基準値を強化し延長) (亜鉛)  
 令和 4年 7月 暫定排除基準値の一部変更 (ほう素)

## 下水排除基準について

### ● 暫定基準

※「工場・事業場排水の手びき」p.7参照

#### ■ 亜鉛

- ・ H15年11月 水生生物の保全の観点から、環境基準を設定
- ・ H18年12月 水濁法による一般排除基準を強化 (5 → 2mg/L)  
10業種にて、暫定排除基準を設定 (5年間)
- ・ H23年12月 暫定排除基準の見直し (⇒3業種、5年間)
- ・ H28年12月 暫定排除基準の延長 (⇒3業種、5年間)
- ・ R3年 12月 暫定排除基準の見直し (⇒1業種、3年間)

金属鉱業	5 → 2 mg/L (R3.12.11 ~ )	} 一般排除基準へ移行
下水道業 (一部)	5 → 2 mg/L (R3.12.11 ~ )	
電気めっき業	5 → 4 mg/L (R3.12.11 ~ R6.12.10)	

#### ■ カドミウム

- ・ H23年12月 人の健康の保護の観点から、環境基準を強化
- ・ H26年12月 水濁法による一般排除基準を強化 (0.1 → 0.03mg/L)  
4業種にて、暫定排除基準を設定 (2、3年間)
- ・ H28年12月 暫定排水基準の延長 (1、3年間)
- ・ H29年12月 4業種中3業種の暫定排除基準の解除
- ・ R元年12月 暫定排除基準の延長 (3年間)
- ・ R3年 12月 一般排除基準に移行

金属鉱業	0.08 → 0.03 mg/L (R3.12.1 ~ )
------	-------------------------------

14

## 下水排除基準について

### ● 暫定基準

※「工場・事業場排水の手びき」p.7参照

#### ■ ふっ素、ほう素

- ・ H11年 2月 人の健康の保護の観点から、環境基準を設定
- ・ H13年 7月 水濁法による一般排除基準を設定  
(ふっ素は生活環境項目→有害物質へ)  
ほう素10業種、ふっ素15業種にて、暫定排除基準を設定 (3年間)

～3年ごとに暫定排除基準を見直し～

- ・ R4年 7月 暫定排除基準の見直し (旅館業は当分の間、それ以外は3年間)

#### ふっ素

業種	排除基準 (mg/l)
ほうろう鉄器製造業*1	12
電気めっき業*1,*4	15
電気めっき業*5	40
旅館業 (温泉を利用するもので昭和49年以降湧出のもの)*1,*4	15
旅館業 (温泉を利用するもの)*5,*6	30
旅館業 (温泉を利用するもの)*5,*7	50

#### ほう素

業種	排除基準 (mg/l)
電気めっき業*1	30
ほうろう鉄器製造業*1	40
金属鉱業*1	100
旅館業 (温泉を利用するもの)*2	300
旅館業 (温泉を利用するもの)*3	500

- \*1 海域以外を放流先とする下水道へ下水を排除するものに限る。
- \*2 1Lにつきほう素500mg以下の温泉を利用するものに限る。
- \*3 1Lにつきほう素500mgを超える温泉を利用するものに限る。
- \*4 1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上であるものに限る。
- \*5 1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>未満であるものに限る。
- \*6 自然に湧出しているものを除く。
- \*7 自然に湧出しているものに限る。

15



## 目次

- 1 はじめに
- 2 下水道法の概要
- 3 下水排除基準について
- 4 特定事業場の義務
- 5 立入検査について
- 6 主な罰則
- 7 法改正の動き

16

## 特定事業場の義務

- 特定施設があったらしなければならないこと

排除基準遵守の義務 (法第12条の2)	排水の水質管理 (除害施設等の維持管理)
届出の義務 (法第12条の3,4,7,8)	各種届出
事故時の措置 (法第12条の9)	特定事業場での事故等により、有害物質や油が下水道に流入する事故が発生したときには、事故の状況や講じた措置の概要を下水道管理者に届出しなければならない。
水質測定の義務 (法第12条の12)	排水の水質測定の実施 測定頻度 pHは1回/日、BODは1回/14日、 ダイオキシン類は1回/年、 その他は1回/週 結果の記録・保存（5年間）

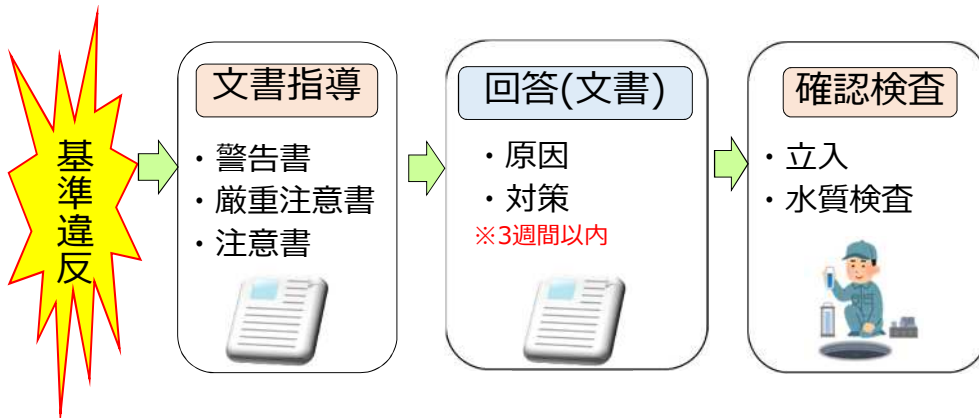
17

## 特定事業場の義務

### ● 排除基準遵守の義務

事業場の排水を監視するため、市が定期的に採水・水質検査を実施している

～基準違反時の流れ（行政指導）～



18

## 特定事業場の義務

### ● 排除基準遵守の義務

～基準違反時の流れ（行政処分等）～

- ・ 行政指導で改善が見られない場合
- ・ 下水道処理施設等への影響がある場合
- ・ 重大な基準違反かつ悪質な場合

行政処分

- ・ 施設の改善命令
- ・ 特定施設の**使用停止命令**
- ・ 下水排除の**停止命令**

告発⇒罰則

- ・ 排除基準違反（**直罰規定**）
- ・ 届出義務違反
- ・ 水質測定義務、報告義務違反
- ・ 立入検査拒否

19

## 特定事業場の義務

### ● 特定施設があったらしなければならないこと

排除基準遵守の義務 (法第12条の2)	排水の水質管理 (除害施設等の維持管理)
届出の義務 (法第12条の3,4,7,8)	各種届出
事故時の措置 (法第12条の9)	特定事業場での事故等により、有害物質や油が下水道に流入する事故が発生したときには、事故の状況や講じた措置の概要を <b>下水道管理者に届出</b> しなければならない。
水質測定の義務 (法第12条の12)	排水の水質測定の実施 測定頻度 pHは <b>1回/日</b> 、BODは <b>1回/14日</b> 、 ダイオキシン類は <b>1回/年</b> 、 その他は <b>1回/週</b> 結果の記録・保存 ( <b>5年間</b> )

20

## 特定事業場の義務

### ● 届出の種類と提出期限【事前】 ※「工場・事業場排水の手引き」p.4～5参照

届出の種類	提出期限	届出を必要とする場合	根拠法令
特定施設 設置届出	設置(着工)の <b>60日前</b> まで	特定施設を新たに設置しようとする場合	法第12条の3 第1項
特定施設の 構造等変更届出	変更(着工)の <b>60日前</b> まで	既に届出をした構造等届出内容を変更しようとする場合 ・特定施設の構造 ・特定施設の使用の方法 ・特定施設から排出される汚水の処理の方法 ・下水の量、水質、用水、排水の系統	法第12条の4

- ・届出の内容が適当である場合は、この期間を短縮できる(=期間短縮願)
- ・事後の届出になった場合は、**遅延理由書**が必要

水質基準に適合しないおそれ



計画変更命令

※ 手続きの流れは「工場・事業場排水の手引き」p.6参照


21

## 特定事業場の義務

- 届出の種類と提出期限【事後】 ※「工場・事業場排水の手引き」p.4～5参照  
下記3つの届出は電子メール、電子申請も可

届出の種類	提出期限	届出を必要とする場合	根拠法令
特定施設 使用廃止届出	廃止した日から 30日以内	特定施設の <b>使用を廃止</b> した場合	法第12条の7
氏名変更等届出	変更した日から 30日以内	法人の名称、住所、代表者氏名、 事業場名や住所等を <b>変更</b> したと き	法第12条の7
承継届出	承継した日から 30日以内	特定施設を承継（譲り受け又は 借り受けた）したとき	法第12条の8

届出様式は北九州市ホームページからダウンロードできます

北九州市 工場・事業場排水のてびき 



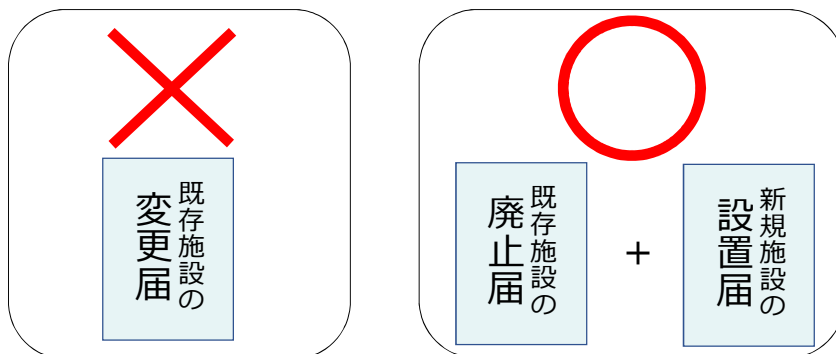
特定施設を新設・変更・更新しようと思ったら、  
まずは当課にご相談ください！（TEL 582-2570）

22

## 特定事業場の義務

- 特定施設届出の注意点①

特定施設を更新する場合



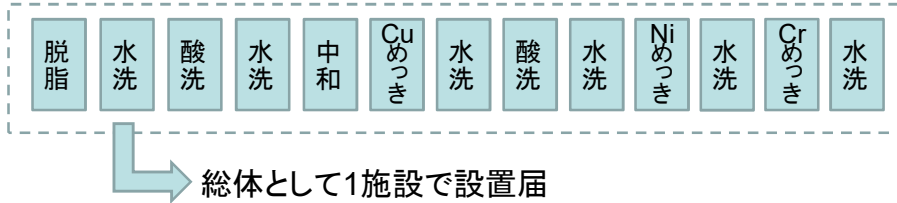
- ・既存の特定施設の届出の **廃止届**
- ・新しく設置する特定施設の**設置届**が必要

23

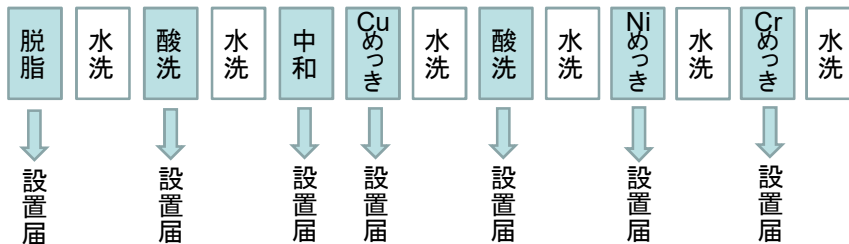
## 特定事業場の義務

### ●特定施設届出の注意点②

- 66 電気めっき施設の場合



- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設の場合

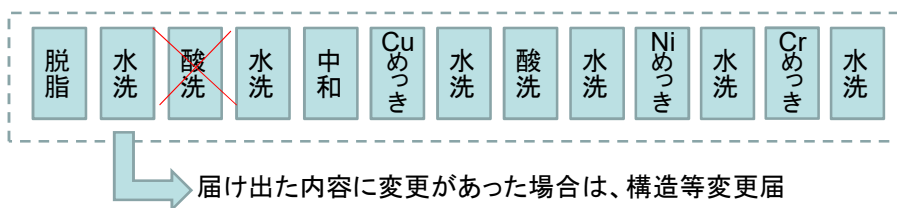


24

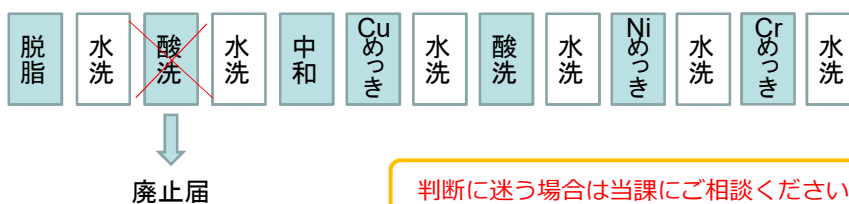
## 特定事業場の義務

### ●特定施設届出の注意点③

- 66 電気めっき施設の一部を変更する場合



- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設の場合



判断に迷う場合は当課にご相談ください

25

## 特定事業場の義務

### ●特定施設届出の注意点④

特定施設の構造等変更届は、  
以下のことを変更しようとする場合に提出する

特定施設の構造	特定施設の型式、構造、主要寸法、能力
特定施設の使用の方法	特定施設の設置場所、使用時間、使用原材料の種類・量、施設から排出される汚水の水質・量
特定施設から排出される汚水の処理の方法	処理施設の設置場所、処理方法、能力、使用薬品等の種類・使用量、処理水量・水質、残さの処分
下水の量、水質、用水・排水の系統	

26

## 特定事業場の義務

### ●特定施設があったらしなければならないこと

排除基準遵守の義務 (法第12条の2)	排 ( 事故に限らず、何か想定外のものが下水道に流入してしまった際は、 <b>直ちに応急処置</b> を行い、 <b>できるだけ早急</b> に当課に連絡してください！
届出の義務 (法第12条の3,4,7,8)	各
事故時の措置 (法第12条の9)	特定事業場での事故等により、有害物質や油が下水道に流入する事故が発生したときには、事故の状況や講じた措置の概要を <b>下水道管理者に届出</b> しなければならない。
水質測定の義務 (法第12条の12)	排水の水質測定の実施 測定頻度 pHは <b>1回/日</b> 、BODは <b>1回/14日</b> 、 ダイオキシン類は <b>1回/年</b> 、 その他は <b>1回/週</b> 結果の記録・保存（ <b>5年間</b> ）

27

## 特定事業場の義務

### ● 事故時の措置

※ 「工場・事業場排水の手引き」 p.11参照

#### 水質事故に係る届出義務対象物質一覧

No.	物質名	No.	物質名	No.	物質名
1	カドミウム	13	1,2-ジクロロエタン	25	ふっ素
2	シアン	14	1,1-ジクロロエチレン	26	アンモニア/亜硝酸/硝酸
3	有機リン	15	cis-1,2-ジクロロエチレン	27	塩化ビニルモノマー
4	鉛	16	1,1,1-トリクロロエタン	28	1,4-ジオキサン
5	六価クロム	17	1,1,2-トリクロロエタン	29	ダイオキシン
6	ひ素	18	1,3-ジクロロプロペン	30	原油
7	水銀	19	チウラム	31	重油
8	PCB	20	シマジン	32	潤滑油
9	トリクロロエチレン	21	チオベンカルブ	33	軽油
10	テトラクロロエチレン	22	ベンゼン	34	灯油
11	ジクロロメタン	23	セレン	35	揮発油
12	四塩化炭素	24	ほう素	36	動植物油

これ以外の物質であっても、下水道に関連する事故が  
起こった場合は、まずは連絡ください

水質事故ではないが、報告いただいた例

- ◆タンクの老朽化により、入っていた污泥が雨水側溝から雨水管に流入した (H29)
- ◆下水の原水ピットが破損し操業停止した(H30)

28

## 特定事業場の義務

### ● 事故時の措置

※ 「工場・事業場排水の手引き」 p.11参照

#### 事故時の連絡先

時間帯	連絡先	電話番号
平日 (8:30~17:15)	水質管理課	582-2570
夜間 (17:15~8:30) 土、日、祝祭日	新町浄化センター	381-8502
	日明浄化センター	581-5661
	曽根浄化センター	473-5822
	北湊浄化センター	751-1003
	皇后崎浄化センター	631-4635

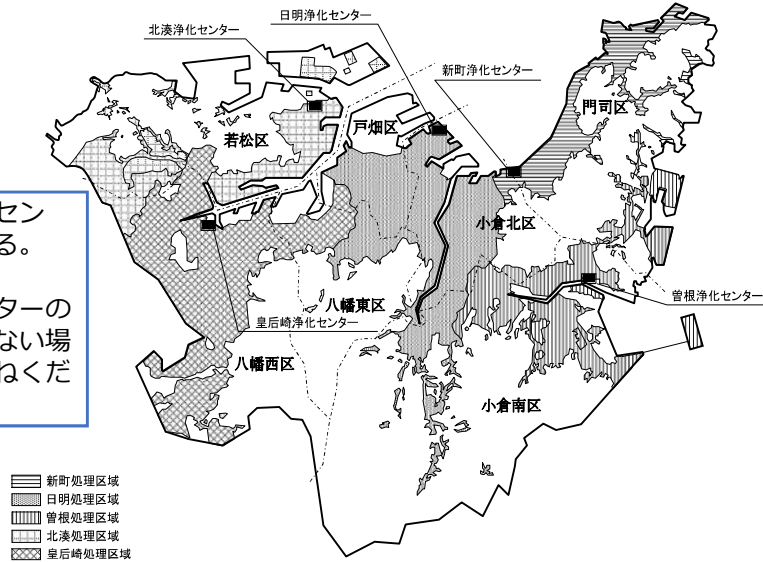
29

## 下水道法の概要

### ●浄化センター

北九州市には5浄化センターが設置されている。

自社がどの浄化センターの処理区か判別がつかない場合は、当課までお尋ねください。



30

## 特定事業場の義務

### ●事故時の措置

※「工場・事業場排水の手引き」p.13参照

事故時の措置の届出様式

下水法第12条の9の類型により、事故の状況及び事故に対して講じた措置について届出します。			
事業場名	北九州市		事業場区分 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 非特定
所在地	北九州市	区	
施設名	所属名称	業種	
発生日時	令和 年 月 日	発生場所	
発生原因	(届出場所の区分に応じて、適宜、適を物質名に記す)		
物質名及び届出量			
事故経緯の内容			
連絡先	<input type="checkbox"/> 警署( ) <input type="checkbox"/> 消防( ) <input type="checkbox"/> 環境事務所( ) <input type="checkbox"/> 河川事務所( ) <input type="checkbox"/> その他( )		
届出先	所属名称	TEL	FAX
備考			

北九州市のホームページに様式を掲載しています。

(アドレス)

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01400011.html>

(検索方法)

北九州市 工場・事業場排水のてびき

(QRコード)



報告様式の欄で、「水質事故等調書兼報告書」をダウンロードする。

31



## 特定事業場の義務

### ● 特定施設があったらしなければならないこと

排除基準遵守の義務 (法第12条の2)	排水の水質管理 (除害施設等の維持管理)
届出の義務 (法第12条の3,4,7,8)	各種届出
事故時の措置 (法第12条の9)	特定事業場での事故等により、有害物質や油が下水道に流入する事故が発生したときには、事故の状況や講じた措置の概要を下水道管理者に届出しなければならない。
水質測定の義務 (法第12条の12)	排水の水質測定の実施 測定頻度 pHは1回/日、BODは1回/14日、 ダイオキシン類は1回/年、 その他は1回/週 結果の記録・保存(5年間)

32

## 特定事業場の義務

### ● 水質測定の義務

#### 水質測定

特定施設の設置者は、公共下水道に排除する下水の水質を測定し、その結果を記録して5年間保存しておかなければならない。

下水道法施行規則第15条

水質の測定は

- ・公共下水道への排出口ごとに
- ・公共下水道に流入する直前で
- ・公共下水道の影響がない地点で

#### 測定頻度

(原則)

温度またはpH：1回/日以上、BOD：1回/14日以上  
ダイオキシン類：1回/年以上、その他：1回/7日以上  
※ダイオキシン類以外の測定項目は別の定めをすることができる

下水道法施行規則第15条

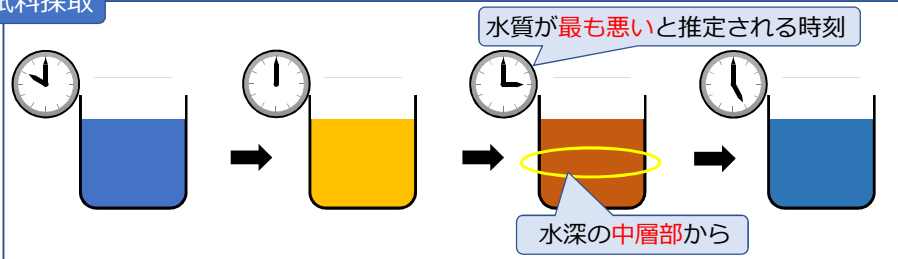
測定頻度や測定項目については、工場・事業所の原材料や使用薬品、排水の量や水質等を勘案して、当課が指導している。

33

## 特定事業場の義務

### ●水質測定の方法

#### 試料採取



下水道法施行規則第15条

#### 試料採取時の注意

試料容器は共洗いする

※ただし、ノルマルヘキサン抽出物質、ポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類の採水時には共洗いしない（容器の壁に付着しやすいため）

#### 測定方法

「下水の水質の検定方法等に関する省令」において規定された方法で行う必要がある

下水道法施行規則第15条

34

## 目次

- 1 はじめに
- 2 下水道法の概要
- 3 下水排除基準について
- 4 特定事業場の義務
- 5 立入検査について
- 6 主な罰則
- 7 法改正の動き

35

## 立入検査について

### ●立入検査（法第13条）

公共下水道管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において事業場に立入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査できる

本市では、随時立入検査を行い特定施設、除害施設の稼働状況や、排水の状況等全般的な検査を行う。



立入検査で確認すること（関係書類の確認および現場確認）

（例）

- ・届出内容：変更の有無など
- ・排水の状況：水質測定結果など
- ・操業状況：排水量、使用薬品など
- ・水処理施設：運転・維持管理状況など

ご協力をお願いします。



36

## 目次

- 1 はじめに
- 2 下水道法の概要
- 3 下水排除基準について
- 4 特定事業場の義務
- 5 立入検査について
- 6 主な罰則
- 7 法改正の動き

37

## 主な罰則

対象	根拠法令	罰則
1. 下水道施設を損壊し、機能に障害を与えた者	法第44条	懲役5年以下 又は罰金100万円以下
2. 下水道管理者の命令に違反した者 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">両罰</span>	法第45条	懲役1年以下 又は罰金100万円以下
3. ①水質基準違反した者 ②水質事故時の応急措置命令違反 (直罰規定) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">両罰</span>	法第46条	懲役6月以下又は罰金 50万円以下 禁錮3月以下又は罰金 20万円以下(①の過失の場合)
4. 特定施設の設置、 構造等変更届出違反した者 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">両罰</span>	法第47条の2	懲役3月以下又は罰金 20万円以下
5. 使用開始等届出、水質測定、 立入検査、報告の徴収に係る 違反した者 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">両罰</span>	法第49条	罰金20万円以下
6. 土地の立入り又は一時使用を 拒み、又は妨げた者 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">両罰</span>	法第47条	懲役6月以下又は罰金 50万円以下

※両罰規定 = 法人、行為者の両方に適用されます。

その他、氏名変更等届出などの必要な届出を行わない者は「過料」の対象となるものがあります。

38

## 主な罰則

1. 下水道施設を損壊し、機能に障害を与えた者



懲役5年以下又は罰金100万円以下 (両罰規定無し)

法第44条

物理的に施設を破損させたり、管渠を土石等で詰まらせる等により、下水の排除を妨害する行為がこれに当たる。  
両罰規定とは、行為者だけでなく事業主体（法人他）も処罰の対象となること。

2. 下水道管理者の命令に違反した者



懲役1年以下又は罰金100万円以下

両罰

法第45条

特定施設の届出に対する計画変更命令や水質基準違反に対する改善命令及び特定の行為や工事の中止命令等に違反することがこれに当たる。

39

## 主な罰則

3. ①水質基準違反した者（直罰規定）  
②水質事故時の応急措置命令違反

両罰

↓  
懲役6月以下又は罰金50万円以下  
禁錮3月以下又は罰金20万円以下（①の過失の場合）

法第46条

水質基準違反自体に係る罰則である。行政庁の命令を待つこと無く直ちに処罰の対象（直罰規定）とできる。また、水質事故時の応急措置命令違反についても同様の罰則である。“過失”とは客観的に求められる注意を払わないことであり、基準違反という結果発生を認識できていたかが問題となる。

4. 特定施設の設置、構造等変更届出違反した者

↓  
懲役3月以下又は罰金20万円以下

両罰

法第47条の2

特定施設設置届、又は構造等変更届をしない者、又は虚偽の届出を行った者が対象となる。なお、虚偽には消極的に事実を隠蔽することも含まれる。

40

## 主な罰則

5. 使用開始等届出、水質測定、立入検査、報告の徴収に係る違反した者

↓  
罰金20万円以下

両罰

法第49条

使用開始等届出、その他特定施設に係る届出や必要な水質測定の結果の記録を行わなかった場合、虚偽の記録をした場合、また、立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合、水質結果の報告等を行わない場合がこれにあたる。

6. 土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

↓  
懲役6月以下又は罰金50万円以下

両罰

法第47条

土地の立入り又は一時利用を拒み、又は妨げた場合がこれにあたる。

その他、氏名変更届出などの必要な届出を行わない者は「過料」の対象となるものがあります。

41

## 目次

- 1 はじめに
- 2 下水道法の概要
- 3 下水排除基準について
- 4 特定事業場の義務
- 5 立入検査について
- 6 主な罰則
- 7 法改正の動き

42

## 法改正の動き

### <環境基準の動向>

平成21年11月	1,4-ジオキサンの追加	(平成24年排除基準項目追加)
平成23年10月	カドミウムの基準値強化	(平成26年基準値改正)
平成24~25年	水生生物保全の基準項目としてH24に「ノニルフェノール」が、 H25に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加	
平成26年11月	トリクロロエチレンの基準値強化	(平成27年基準値改正)
令和 3年10月	六価クロムの基準値強化	



現在、下水道法施行令の一部を改正する政令案が議論されている

六価クロム排水基準 0.5mg/L → 0.2mg/L に強化

### 改正のスケジュール (予定)

公布：令和5年12月頃

施行：令和6年4月1日

43

## 最後に

---

- ・ 公共用水域の水質の保全のため、特定事業場の義務等、法令遵守をお願いします。
- ・ 不明点等あれば気軽に当課にご相談ください。

ご清聴ありがとうございました

